

平成二十六年経済産業省令第四十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十
五条第一項の規定による立入検査をする職
員の携帯する身分を示す証明書の様式を定
める省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十
三年法律第九十四号）の規定を実施するため、原
子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一
項の規定による立入検査をする職員が携帯する身
分を示す証明書の様式を定める省令を次のように
定める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五
条第一項の規定により立入検査をする職員が携
帯する身分を示す証明書は、別記様式によるも
のとする。

附 則

この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一
部を改正する法律（平成二十六年法律第四十
号）の施行の日（平成二十六年八月十八日）か
ら施行する。

別記様式

別記様式

署名欄		職名及び氏名		地 域	月 日	日 時	日 時	日 時	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査員		署名欄							
署名欄		署名欄		署名欄		署名欄		署名欄	

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五
条第一項の規定による立入検査員は、この法律を施行するため必要と認めるときは、構内及びその周
辺に立ち入り検査をさせ、又はその構内及びその周辺に立ち入り、検査、査察その他の検査を行うこと
ができる。

2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係
人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の趣意は、当該検査のために認められたものとして行われなければならない。

第 2 条 次項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示するものとする。

二、別記様式第一項の規定による検査をせず、誤しくはばたき検査員として立ち入り検査を行うこととする。

（備考）関係の大臣とは、国土交通大臣を指すこととする。